

第6期 第3回自治基本条例推進委員会 検証部会 会議録（概要）

名称	第6期 第3回自治基本条例推進委員会 検証部会 会議録
開催日時	令和4年2月10日（木） 午後5時30分～午後7時50分
開催場所	阪南市役所 別棟1階 第2会議室
出席者	【検討部会委員】 壬生部会長、田中委員、猪俣委員 木村委員、須藤委員、牛田委員 6人出席 【市】 政策共創室 藤原室長、御坊谷室長代理、藤井総括主査、岩下主査、枇榔主事
傍聴人数	1人
議題	○自治基本条例検証作業について 第13～第20条 ①第13条 ②第15条 ③第16条 ④第17条、18条、19条 ⑤第20条
資料	○検証シート ○（前回資料8）市長タウンミーティング、動く市長室実施状況 ○（前回資料9）行政経営方針 ○（前回資料10）次期総合計画（基本構想） ○（前回資料11）行政評価報告書 ○（前回資料12）人材育成基本方針 ○（前回資料13）職員研修計画 ○（前回資料14）機構図、クレドカード ○（前回資料15）人事評価制度 ○資料1 人事研修の実績報告書 ○資料2 人事交流状況 ○資料3 市民公益活動団体・NPO法人一覧 ○資料4 30周年事業の表彰団体一覧 ○資料5 活動センター・地域交流館パンフレット ○資料6 NPO認証・活動センター、地域交流館利用状況 ○資料7 活動センター・地域交流館だより ○資料8 パブリックコメント実施状況 ○資料9 市のSNSの利用状況 ○資料10 協働事業提案制度・はなていアクション・プランコンパ実施状況 ○資料11 市民協働庁内推進委員研修 ○参考資料1 必要資料一覧まとめ
会議	あいさつ 部会長 皆さんこんばんは。 今日は、自治基本条例の検証作業の2回目となります。前回は、第12条まで作業検証ができる条文について、一緒に確認をしてきました。 その結果については、検証シートに記載しており、例えば5ページ、第7条の財政自治の原則。ここは、いろいろデータを見ながら議論したと思います。その検証結果は、条文に従いこれまで通り取り組んでいく。となりました。「検証結果の具体的な説明や改正案など」という部分には、部会でも出てきた意見について、まとめた内容を記載頂いています。また、検証部会での意見などは、枠の外にまとめて記載されています。 今日以降も、議論する内容などはこのような形でまとめていくということになります。前回に引き続き、今回も活発な議論を進めていきたいと思っています。遠慮なくご意見をいただきますよう、お願いします。 【自治基本条例検証作業について】①第13条 事務局 第13条について、前回資料8から前回資料12に基づき説明。 （自治基本条例検証作業について ①第13条 委員からの意見、質疑・応答） 部会長 資料が多く、事務局からの説明が長くなってきているのでここで一旦切ります。 今、資料8から11まで説明をしていただきました。これは第13条市長の責務に関する内容を確認するために集めていただいた資料です。第13条の内容からすると、まず市長は市政の基本方針を明らかにするということで、行政経営方針や総合計画を作っているという説明でした。 また、市政を簡素かつ効率的に運営に関して、手段の一つとして行政評価ということをやっている、報告書を作っています。という説明をいただきました。 資料8に関して、らタウンミーティングとか動く市長室の実施状況ということですが、これは保有する情報を市民と共有したり、市民の声を聞くという、市長の大事な責任に関する取り組みだということに説明することができると思います。 また、資料の説明は途中ですが、今までの範囲の中でお気づきの点があったらご意見いただきたい。

委員	よくわかりました。内部評価とか外部評価をされているということは知らなかったのです。資料9の15ページの真ん中辺に市民サービスの向上を図るため、おくやみに関する総合窓口としておくやみコーナーの設置に向けた検討を進めます。って記載がありますが、先日市のウェブサイトを見たら2月1日から試行運営されてるってということが書かれてたので、一つずつ着実に実行してくれているのかなと思いました。やはり、これから高齢者の一人暮らしとか多くなってくるので、亡くなった後、どのように手続きするのかっていうのが大変なので、窓口一つだったらありがたいなあって思いました。
委員	資料8の動く市長室っていうのがありますが、要するにこれは、地域に市長がかけられるんですけど、行かれると時間的にはどのぐらいおられるんですか。
事務局	おおよそ一時間程度はカフェにいるようになってきていると思います。
委員	カフェ自体は2時間ぐらい、多分市長は小一時間ぐらいおられてたり、公務で帰られたり、中でも本当に市民と直接膝突き合わせてというか、カフェなので、なごやかな場で意見交換されておられたのかなと思います。地域の場に出ただけというのとはとてもいいことかなと思うんですけど、そこでどんなねらいを持っておられて、なにが成果として市政に反映されているのかとか、地域活動がより良くなったのかとか、何かそういうものが我々も協力をしながら、あまり見えなかったで、そこは今後ぜひ期待をしたいと思います。
委員	カフェは、社会福祉協議会で情報をつかんでいるということですか。
委員	まちなかサロンカフェとして阪南市内で活動されてるところは、登録制を設けています。中には自主的にやるところも、何月何日何時からやっています。というような情報も入ってきますので、それらをまとめて一覧にしたり、マップを作ったりしています。それを、市長の方から今回、そのカフェサロンを全部回りたいっていう話があったので、市長が行きたいって言うんですけど何時ごろ行ったらよろしいかみたいな、現場の調整は社会福祉協議会が行っているという形ですね。
委員	例えば、AさんBさんの二人が集まって、サロンやカフェですって言ったら、登録すれば市長が来られるという可能性があるということですか。
委員	まちなかカフェサロンは、地域福祉計画に基づいた地域ボランティア活動として位置付けてるんですけど、例えばその特定の仲間内だけじゃなくて、誰でも来てくださいという場になってますとか、一定の要件があります。その上で広く地域の居場所として、カフェを開きますということではほとんど受け付けてます。広報誌にのせたり、マップを作ったりして、公開しています。現在登録のあるカフェは40ヶ所あります。
委員	そうすると、8割から9割くらいは行かれているという事になりますね。ありがとうございます。
委員	市長タウンミーティングは市民には周知されていたんでしょうか。
事務局	どちらかというと説明会のような形式になるため、いつどこで市長タウンミーティングを行いますというのは、広報誌やウェブサイトでも周知しています。ただ、広報誌でも目にとまるかどうか、ウェブサイトだったら、自分で情報を見にいかないと見れないというような状況です。
部会長	それはやはりご存知なかったということでしょうか。このあたりは、どのように情報発信していくのかっていうことと、つながっていくところだと思います。他に、質問ご意見ありませんか。では、まだ資料の説明途中だったので、残りの資料について説明していただいた後、もう1回質問やご意見いただきたいと思います。では事務局から続きの説明をお願いします。
事務局	第13条について、前回資料12から前回資料15に基づき説明。 (自治基本条例検証作業について ①第13条 委員からの意見、質疑・応答)
部会長	資料の15まで説明をいただきました。特にここは職員の能力向上であるとか配置に関わるような資料ということになります。今回の説明を聞いて、若しくはそれ以前の説明に関連しても結構ですので、質問やご意見ありましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。
委員	資料11の行政評価の6ページ。できたこと一番最後の行です。新型コロナ感染症交付金を活用して、アフターコロナなど見据えた生活応援動画を作成した。とありますが、これはどのような内容でしょうか。
事務局	いくつか動画を作成させていただいておりましたが、ちょっと私もぱっとでなくて申し訳ないんです。また、これとは別に、今年度はこのコロナ交付金を活用し、阪南市をアピールするようなPR動画も現在、作成中です。その他にも、介護予防や健康づくりの方でも一部DVDを作成したりもしています。

委員	今、コロナの第6波が来ていて、本当に阪南市はすごく増えてびっくりするほど。過去の5波だったらそんなにだったんですけどね。本当に、コロナの後、フレイルにならないようにすることとかもすごく大事なと思います。動画だったら、みんなが見て理解しやすいかなと思いました。
部会長	そうですね。せっかく作ったのであれば、気軽に見れるようにしていただけるといいなと思います。ちょっと状況がわかりにくいので、よかったですら今度教えてください。作られたのであれば、PRもしっかりしなくてはいいですね。他にいかがでしょうか。
委員	資料13の2ページに、人材育成基本方針にも掲載されてますピラミッドの図面があって、真ん中の③のところに「市民に信頼され市民・地域と協働する」という目標や姿勢があって、これに該当するその研修内容というのを、少し説明いただけたら。この自治基本条例の協働に必要な職員育成ってのはどのようにされてるかなと思います。
事務局	後程触れさせていただきますが、新規採用職員が入庁しますと、まずはこの自治基本条例も当然ながらこの市民協働の研修を行います。この先、行政だけで解決できる問題は数少なくなってくる中で、地域の皆様と一緒にまちづくりをしていくということで、新採用職員には必ず履行しています。また、庁内の各課1人ずつ配置している市民協働庁内推進委員にも、研修を開催をしているところです。ただ、職場内研修としても、外部機関の研修に、地域との協働の研修項目があったりして、そういうような協働研修も自発的に受講している職員もいます。基本的に毎年研修を行うべきところですが、令和2年度と今年度については、コロナ禍の影響で実施できていない状況です。
委員	先ほどの市長の話と似たようなところですが、やはり市の職員が地域に出向いて実際にその活動を感じるとか、活動者の思いを聞くってのはとても大事なかなと思います。もちろん座学も大事ですけど、理念的に協働が大事だと今日の時代の公務員はみんな分かっておられると思いますが、いざ市民と接するとき、どうしてもクレームと言われるんじゃないかとか、何か要望されるんじゃないかみたいに構えてしまうんですけど、活動者ってというのは本当に、熱心に阪南市のことを誰よりも考えてる人たちだと思います。そういうところに触れていただくことが、今後の業務や意識向上にすごく役立つと思うので、庁内推進委員はもちろんのこと、それ以外の方も含めて、人材育成の要にしっかりと位置付けていただけると、より協働や住民自治の精神が根付くのかなと思います。
委員	少し気になったのですが、職員で阪南市内にお住まいの方なんですけれども、自治会に入っておられるのでしょうか。
事務局	全職員が自治会に加入しているかは、把握していないが、加入している職員も当然役員になったり、役員会に出たりしているなどは聞き及んでいます。やはり今、地域コミュニティが低下しているとか、地域自治が必要だという中では、職員も積極的に参加することに越したことはないかなと思うんですけども、なかなか強制というのは難しい部分もあろうかなというふうに考えています。
部会長	職員の方がどれぐらいの頻度でとか、新しい情報に触れる機会があるのかなと思いました。仕事の状況にもよると思うんですけど、例えば年1回ぐらいは、全職員が何らかの研修を受けるとかそういうふうになっている状況でしょうか。
事務局	現時点では、必ずしも年1回職員が研修を受けるという状況には至っていないと思います。ただ、ウェブでできるような研修もありますので、今後そういうものも活用しながら、なるべく多くの職員が研修の機会を聞かれるよう取り組んでいきたいと、人事の研修担当から聞き及んでいます。
部会長	1回実施ならいいとか3回実施ならいいとか、そういうことは難しいんですけど、できるだけ間隔を空けずに、いろんな新しい情報であるとか、大事な情報を吸収できるような場っていうのがきっちり設けられるといいなと思います。他に何かありませんか。無いようでしたら、次の条文の検証に移ろうと思うんですが、よろしいでしょうか。また、お気づきのことがありましたら、どのタイミングでもOKですので、ご指摘をお願いします。では、次の第15条は、職員の責務についてです。それでは、事務局より説明をお願いします。
【自治基本条例検証作業について】②第15条	
事務局	第15条について、資料1及び資料2に基づき説明。
（自治基本条例検証作業について ②第15条 委員からの意見、質疑・応答）	
部会長	研修の実績と人事交流が、これまでどういうふうになってきたかという資料の説明でした。15条は職員の責務についての条文なんですけれども、内容について、先ほどの第13条の市長の部分と重複するところもあるかと思うんですけども、この15条に関連して、また、説明していただいた資料に関して質問やご意見がありましたらお願いします。
委員	この資料1の、派遣研修のところですけど防火管理者講習会やっていますね。いわゆる交通安全の観点で、身近な交通事故とか、そういうところ、例えば警察の講習とかはあまりお考えになってないということでしょうか。
事務局	この資料は、人事課が開催した研修になっていて、交通安全の講習などについては、総務課という別の部署が担当しております。職員も、日常的に公用車で市内に出るということがあるので、その中で当然交通事故を起こしてはいけませんし、運転に気をつけるということで、交通安全講習会というのものも、全職員対象で行っております。

部会長	ちなみに、資料の人事担当以外で行っている職員が受けれるような研修っていう他にどんなものがありますか。
事務局	介護であるとか福祉分野でしたら、会議の中でゲストスピーカーを招いて実践方法を学んだりしています。また、研修というよりは、特に保健福祉部局については、いろんな制度ですね。新しく配属になった職員は当然わからないですし、中堅にとってはスキルアップに繋がるので、定例的に職員が講師をして研修会を行い、学び合うような場を設けているセッションもあります。
委員	人事交流で何か民間企業へのインターンとか人事交流してるとかっていうのは、あるんでしょうか。そもそもそういうことって公務員は難しいでしょうか。
事務局	民間への職員の派遣っていうのは、現状ではできないので、基本的には大阪府だとか、国だとか、同じ公共団体内となっています。
委員	今まさに行財政改革で、行政もいろんな経営能力とかか創意工夫でどうやって財源確保するかとか、寄付を募るかみたいなのところもありますよね。ITなんかは特に進めていかないといけないところかなと。何かぜひ、そんなところを充実されると職員もまた幅が広がるのかなと思います。派遣が無理でも、専門研修なども、されてるかもわかりませんが、これからどんどん必要なかと思えます。
委員	研修や人事交流について、その学んできたことを持ち帰ってどのように活かしたなどは、気になるところですね。
事務局	やはり他の団体等と交流することによって、やり方・ノウハウの違いを学べて、視野の幅が広がります。研修の方は、年に1回は多くの職員が何らかの形で定期的に受けていると思います。私も先日、行政DX研修を受講しました。これは人事研修とは違い、各課で持っている予算で執行している研修です。職場領域での研修については、日々の業務に必要な技能や知識等を学んでいるという状況です。
委員	令和2年度においてコロナの拡大によって、次年度に延期となっているものについては、今年度実施されているんでしょうか。
事務局	把握できているのは、当課が講師を務める市民協働研修で、この研修自体は今年度実施できていません。他の研修につきましては、把握できておらず、今すぐにお答えできません。
委員	新規採用の方が対象になっているので、ずっと受講できていない状態っていうのは、大丈夫なのかなと思いました。
部会長	そうですね。特に新規採用の方なので、あんまり先送りにならない方がいいっていうのはそうだと思います。どうしても、この感染症の影響で延期になってることって多いと思うんですけど、2年目にもなりますので、代わりに何ができるかということも考えていくことが大事じゃないかなと思います。少しでも早く必要な研修を受けれるようになればいいですね。100%これまで通りと同じようにっていうのは難しいかもしれないけど、できる範囲でちょっとずつやっていくっていうことも大事ではないかなという事です。ご指摘ありがとうございました。
委員	研修のフィードバックはどういう事をしているんでしょうか。例えば、こういうことをしましたっていうのを報告書にまとめて終わりなのか、それとも学んだことを共有する場があり、その場で研修内容に関する質問がなされて、回答を行い、みんなが共有するなど。フィードバックはどのような感じなんですか。
事務局	研修を受けてきた場合には、復命書を書きます。自分が何を学んだか、どのようなことが業務に活かされるかということを書き、所属長へ提出します。ただ単に研修に行って、復命書を書いただけでは研修に行った意味がないので、書く以上はやはり職員として、何を学んできたのかということ、しっかり理解しておかないといけないと思っています。また、部署によっては、研修を受けてきた職員が講師となり、課内の職員に学んできたことを伝える職場内研修を行っているところもあります。
部会長	部署によっては、それがとても効果的な部署もありますよね。自分だけ学んで終わりじゃなく、戻ってみんなと共有する。話すことでもっと理解が深まるということだと思います。中々、限られた時間でいろんな工夫をしながら、組織全体の能力が上がるように、しっかり取り組んでもらえたらと思います。
委員	先ほど人材育成の続きなんですが、新人研修で市民協働研修をされているということなので、そこではおそらく全職員が受けているんだと思います。ただ、やはり中堅とか管理職、マネジメントをする人たちも、そこからおそらく10年20年たっておられると思いますので、どこかで中堅職員や管理職の人たちにも、1年で全員じゃないにしても、受けれるような研修体系を作っていただく方がいいのかなと思います。窓口で市民さんと接する新人職員さんってのはもちろんそうなんですけど、事業委託や協働事業など、その協働の大きな仕組みを作っていくのは、おそらくその職階の人たちだと思うので、市民協働研修庁内推進委員に併せて研修をされると、さらに協働の理解が進むと思いますので、ぜひお願いしたいです。

部会長 ありがとうございます。それでは、15条はこれぐらいにして、次に行こうかなと思うんですけど。ここも、後で気づかれたことがあったら、いつでも言ってください。  
それでは、次は16条についてです。章はちょっと変わります、市民参画及び協働についての条文に並んでいる第7章に入ります。16条は、まず市民活動団体についてということです。事務局より説明をお願いします。

【自治基本条例検証作業について】③第16条

事務局	資料3、4、5、6及び7に基づき説明。
部会長	説明ありがとうございました。資料3から7を基に、阪南市で今活動されている市民活動団体に、どのような団体がおられるのかということ。そして、その人たちが活動するにあたって、どんな場所を使えるか。どういう支援を受けられるかということについて、説明をいただきました。 部会委員には、支援に携わってる方もいらっしゃる、実際に活動されてる方もいらっしゃいますので、日々、皆さんの活動や取り組みを通じて、また感じていることも含めて、いろいろご意見をいただけたらと思っております。もちろん資料に関して質問でもいいですので、何かありましたら順番に発言をお願いします。
委員	初歩的な質問ですが、地域交流館と市民活動センター夢プラザっていうのは、両方会議室みたいなありますよね。これは、この会議だったらこちらの施設を。こういう会議ではこちらを。とかなんかそういう決まりはあるんですか。
事務局	市民公益活動団体の方でないと、市民活動センター夢プラザはご利用いただくことができません。ですので、市民公益活動団体は、夢プラザを使っていただいても構いませんし、地域交流館を使っても大丈夫なんですけども、市民公益活動団体でない人たちは、地域交流館しかご利用いただくことができないという形になっています。
委員	わかりました。それともう一つ。地域交流館については、会議室使うとき使用料とってますよね。夢プラザは使用料はとっていますか。
事務局	市民活動センターは無料で使用できます。
委員	それは、なぜなのでしょう。
事務局	事務局を持っていない方とか、今から市民公益活動を始めたいなという人たちを支援する立場として、市民活動センターというものを設置開設させていただいています。市民公益活動団体の多くは、事務局を持たず会議などは代表の自宅で行うなどしており、少しでもその一助になればということで今、使用料は無料という形でさせていただいております。
委員	わかりました。それともう一つ。資料11の8ページを見ると、平成29年から令和3年までの目標と実績がでてますけども。先ほど、市民公益活動団体が95団体とお聞きしましたが、この指標の分析のところの1つ目に“調査した結果すでに解散してる団体が判明したため”とあります。そうすると、簡単に言うと、過去に意欲があって登録されてるけども、今は現実的にやってないと。或いは団体の人数が減ったのでできないとか。そういうところの団体管理っていうのは、誰がいつ定期的に行っているんでしょうか。
事務局	市民公益活動団体の更新につきましては、作業を実施したのが令和元年度になり、登録されている団体は現在も継続をされているのかという事を確認をさせていただきました。おそらくその時が市民活動センターを設置してから、初めての更新だったと思います。その時に、これまで120団体近くぐらいありましたが、すべての団体に案内文をお送りをして、登録を更新されるか、それとも辞められるか、また既に解散されておられるかなどを確認しました。その結果、当時は85団体に減ったという形です。 以降、2年ほど経過してますが更新作業を行えていない状況です。当然、更新の作業をしていかないといけないと考えております。
委員	ということは、ざっくり2年ぐらいやってないという話ですよ。先ほどの話にありましたけど、一般市民は交流館しか使えない。市民公益活動団体は、交流館と夢プラザの両方使えるという、メリットがありますよね。ある意味アドバンテージがあるわけです。 なので、定期的に少なくとも年1回はきっちりチェックしていく必要があると思うわけです。夢プラザの運営は、税金ですよ。夢プラザのパンフレットの3ページ、右下のところに「市民の皆さんの税金で」と書いてありますので、こういう観点からいうと、そこは定期的にチェック機能といいますか確認が必要なんじゃないかなと思います。 二つ目に、資料の7の夢プラザだよりを拝見してるんですけども、これはどこが発行しているんでしょうか。
事務局	市民活動センターは、業務委託として行っていますので、発行元は受託団体となります。
委員	という事は、これは社会人福祉協議会が発行しているということですね。本当にフラットにしゃべらせてもらいますけども、市が社会福祉協議会に委託していると、そうすると、委託ですから、市が全体の責任をもってるわけですよ。 それで、私これ見てちょっとビックリしたんですけど、この最終のページの真ん中のところに“連合愛のカンパ助成”って表現があります。この日本労働組合総連合会というのは、私もよくわかってますけども、こういう言葉を、こういう紙に入れるんですか。私は、それちょっとよくわかってないんですけど、ビックリしたんです。
事務局	助成金を出している元の企業等の、助成金タイトルをそのまま用いているところです。文でここをなくしたらいいじゃないかっていう議論は、もしかしたら別であるかもしれないんですけども。

委員	<p>助成金の資金元の名称を出していると、見る人が見たら、その助成金元の情宣にも取れると思います。なので、別にこういうことをやる必要あるのかなと僕は正直思いました。この言葉を見て、これは、労働組合総連合会って資金を使ってやってますよ皆さん。っていうことを伝えてるわけですよ。こういうことって本当にいいのか、私自身よくわかりませんが、特定のそういう団体の情宣になってると、捉える人はいないですかねって部分を問題視しました。</p> <p>そういう問題意識をお持ちになって社会福祉協議会や市役所がそういう議論されたのか。全く持っておられなかったのか。一般市民という視点で、ちょっと今、お話をさせてもらいました。</p>
委員	<p>あくまで助成金情報の紹介なので、あらゆる団体があります。宗教団体もあれば、労働者団体もありますし、いろんな団体が地域貢献のために助成金っていうのは出してます。それこそ市役所も宝くじの売り上げとかやってたり。あらゆる団体があるんですけど、当然その助成金を募集して、地域の活動を支援する情報元の一つとして載せているので、その母体となる団体の運動を支援してるとかそういった意図はないです。</p>
委員	<p>一般的に見てどう思われるかということです。思われる人もおられるんじゃないですかっていう投げかけです。</p>
委員	<p>特に市との間で、そのような話はなかったです。</p>
委員	<p>無いのであれば、それはそれで結構です。 この日よりを、出されるときに、一覧で出すとか過去1年でこんな助成金がありましたとか。特定の団体だけ、ほんと出すっていうのはどうかというふうに思いましたので、あえて話をさせて頂きました。</p>
事務局	<p>色々な視点でみられるというのが当然の話だと思いますので、お気づきの点がありましたらご意見を聞かせて頂き、再度、その辺り議論させていただきたいと思います。</p>
部会長	<p>紙なので紙面に限られてるところもあると思うので、一覧を掲載するのは難しいかもしれませんが、今後、出される際には、より分かりやすくするように、あと誤解がないように工夫をしていくことが大事だと思います。</p> <p>どうしても、活動している人たちは、言わずとも分かっている部分もあると思いますが、そうじゃない人たちからどう見えるかっていうこともそうですし、どう公平であるかということも考えていく必要があると思います。先ほどの登録団体の確認も、センター使用の上で使用料が無料ということですので、きっちり活動の状況を確認しておいた方が、良いっていうのもその通りだと思います。</p> <p>あと、交流館だよりや夢プラザだよりも、多くの市民の方に見てもらえるように工夫ができるといいなと思います。これがきっかけで、私たちも活動しようかなとか。参加してみようかなって思う人たちが出てくるかもしれませんので。</p>
委員	<p>資料3と4を見て、このNPO法人のところ、19団体のうち大体12団体が保健医療福祉関連のところを中心に、活動の種類が偏っているように思うんですが、その辺のところについて行政として、それでいいのか或いは問題意識としてどのように考えておられるのか。それともう一つは、市民活動センターの登録も環境関連が約15、学術芸術文化が16、保健福祉が16ぐらいあるんですけど。要は、その行財政改革の問題や色々な問題も含めて、阪南市の人をどう入れるか、企業をどうするかとか、仕事をどうするかとか、そっちの大きなテーマもきくとあると思うんですけども、そういう部分にNPO或いは市民活動団体っていうのも今後求められてるのか。どうでしょうか。</p>
事務局	<p>今提示している資料は、市民活動という身近な取り組みですが、最近では企業がCSRという地域貢献を行う活動が増えてきています。阪南市でも海洋環境に携わっていただいています。そのような全国的に広がっている大きな活動と、地域での活動が上手にマッチングして一緒に行っていければいいなと考えております。特に最近では、SDGsやゼロカーボンなどよく言われていますが、そういう世界的な大きな取組の枠の中、と阪南の地域の取組が合えば、そこに大きな活動の資金が流れてくることも考えられると思います。</p>
委員	<p>市民活動という条文なので、皆さんに報告も兼ねてですが、私は市民活動センターの代表で出席させていただいていますが、今年度で受託終了になります。今ちょうど次期受託団体の公募をされてるんですけど、理由はもう本当の一つで、自己批判も含めてですが、財政的に委託料では中々、職員を配置できなかったということです。次期受託者の公募もどこか手を挙げられましたけど受託者が決まらず、今、再募集という段階に来ているみたいです。本当に阪南市は行財政が厳しい中なんですけど、何とか市民活動センターの機能が充実するような、別にお金を増やしてということではなく、本当に創意工夫しながら、もっと市民と一緒に作っていくんだというような、新しい形が見えたらいいなと思いました。</p> <p>より市民活動センターが、阪南市に合わせた充実したセンターになればいいなと思ってるところです。</p>

部会長	<p>16条にもちゃんと“執行機関は”という主語の条文もあります。市民活動団体の活動を推進するためにという文言もあります。今、ご意見あったみたいにお金かければいいんでもないところがありますので、可能な限り工夫をしながら、しっかり市民活動団体の活動を支援できるような、その支援が打ち切られるんじゃなくしっかりと続いていくような状態を作っただけだったらと思います。</p> <p>受託者が変わるということで、引き継ぎをどうするかってということもすごい大事な話です。ネットワークや今まで作ってこられた実績があるので、そういうことも配慮しながら、次の受託者に、しっかりバトンタッチできるようにしてもらえればと思います。</p> <p>最初の内は、うまくいかないこともあるかもしれないですけど、市民活動団体のスムーズな活動がちゃんと続けられるような体制っていうのを整えておくっていうことが大事だと思います。</p> <p>その他、何かありませんか。</p>
委員	<p>先ほどの話にもありましたが、市民公益活動団体は夢プラザを無料で利用できるため、団体の更新や活動の報告などは、しっかり行った方がいいと思います。</p>
委員	<p>気になることがあるんですが、例えば、夢プラザ以外にNPO法人や市民活動団体が、他の市の施設を安く使えたりするところはあるんでしょうか。</p>
事務局	<p>基本的にはNPO法人が、利用料の減免等を適用されて施設が使えるってことはなかったように記憶してますけれども、市民活動団体につきましては、活動の範囲がそんなに手広くなく、自分たちが楽しくて活動するということを目的に一生懸命活動を行って頂いており、また、団体能力もNPO法人のように法人格があるわけではないため、地域交流館を利用する際は、一定の減免措置の適用があります。しかし、その他体育館や他の公共施設において、NPO法人や市民公益活動団体だから安く使えるということはないです。</p>
委員	<p>安く利用できる施設を広げていく方が、活動はしやすくなると思いますし、現状の利用の中で、この施設で十分足りているのかなと少し疑問に思います。</p>
部会長	<p>どうでしょうか。夢プラザの会議室は、日々利用で埋まっているんでしょうか。</p>
委員	<p>3部屋あるので、全部が常に埋まってるわけではなくて、使いたいという団体は使えているという状況です。また、駅も近く比較的アクセスがよく、駐車場もあるのでそういう意味でも利便性はいいと思います。</p> <p>団体の場所ということ、先ほど事務局からもありましたが、NPO法人でも事務所がない法人も多いので、本当はレンタルオフィスやシェアオフィスというか、ちょっとずつ間仕切りしながら、団体の事務所として登録ができたりとかできればと思いますが、今のセンターでそこまでさすがに機能は充実していません。NPO法人なので、所在地の届出が必要になってきますので、NPO法人の拠点という視点で考えると、そういったところも、課題はあるかなと思います。</p>
部会長	<p>活動場所が足りなかったらっていう心配をしてくださったと思います。質問ありがとうございます。今日の部会の資料はちょっと多めに出したんですけども、予定していました時間もオーバーしておりますので、次の④第17条以降は次回にしたいと思います。17条から19条は一緒に確認をさせて頂いた方がいいかなと思う項目でもありますので、今日の検証作業は以上としたいと思います。</p> <p>次第の4その他について事務局より説明をお願いします。</p>
【その他について】	
事務局	<p>本日検証した項目について、条文の変更等はない旨の確認。その他について、次回の日程について説明。</p> <p>(委員からの意見、質疑・応答)</p>
部会長	<p>ただいま、事務局から説明のありましたことについて、何かご意見があれば。</p> <p style="text-align: center;">なし</p>
部会長	<p>それでは本日予定しておりました、案件はすべて終了いたしました。長時間に渡りありがとうございました。</p>